

随意契約結果(業務委託)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額税込	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由</a> <a href="#">随意契約理由番号</a>	WTO
1	長居陸上競技場観客席点検業務委託	その他	モリマーキンキ(株)	4,272,400円	令和8年1月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
2	プール監視システムに係る遊泳者用BLEタグ追加設置業務委託	その他	双葉電気通信(株)	2,200,000円	令和8年1月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
3	令和7年度大阪市オーパス・スポーツ施設情報システム設定変更業務委託(その2)	その他	(一財)関西情報センター	1,573,000円	令和8年1月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
4	大阪市プレミアム付商品券2026事業業務委託	その他	JTB・EVENTIFY・ギフトパッド事業共同体	22,894,383,500円	令和8年3月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

1

## 随意契約理由書

1 案件名称

長居陸上競技場観客席点検業務委託

2 契約の相手方

モリマーキンキ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、長居陸上競技場に設置されている観客席（以下、「本設備」という。）について、経年劣化による不具合が発生していることから、座席の点検及び試験を実施し、修繕方法の提案を行った。

本設備は、設置後約 30 年が経過し、座面の破損や脚部取付金物の腐食が発生しており、当該施設利用者の安心・安全に支障をきたす可能性があるため、座席全数の現状を把握し修繕を行う必要があった。

なお、本設備は、製品よって各部品、部材の形状や仕様が異なるため、本設備を熟知したメーカーに点検を行わせる必要があった。また、本設備の修繕を行うには、各部品、部材の互換性が必要となることから、点検及び必要最小限の修繕提案は本設備を施工したモリマーキンキ株式会社でなければ不可能であった。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課 建築担当（電話番号 06-6476-8487）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

プール監視システムに係る遊泳者用 BLE タグ追加設置業務委託

## 2 契約の相手方

双葉電気通信株式会社

## 3 随意契約理由

本業務は、令和6年度に東淀川屋内プールに設置した nagi システム（以下「本システム」という。）の遊泳者用 BLE タグ（以下「タグ」という。）の追加設置を委託するものである。

本システムは、遊泳者のゴーグルヘタグを装着し、水中で電波が遮断される特性を用いて水没時間を計測し、一定時間を超過するとプール監視員に危険を知らせるシステムである。タグは、充電及び電池交換不可の仕様であり、令和7年2月当初に設置した200個のうち、令和7年10月現在で80個以上のタグの電池が切れており使えない状況である。

本システムは、令和7年2月より上記1施設でのモデル導入を開始し、その効果を検証することで将来的に他の施設への導入に向けて検討を行うことを目的に実施している。令和8年度も引き続き同施設での検証を行うためには、システムの利用にあたって必要不可欠なタグを追加で設置する必要がある。

本システムの開発元であるスペインの企業 Zonyx 社は、日本国内での本システムに関する専属契約をオーウエル株式会社と行っており、また、オーウエル株式会社は本システムのシステム構築から設置、保守に関する業務を双葉電気通信株式会社のみにはしか実施することを認めていないため、その他事業者が同業務を実施することができない状況である。

上記理由により、双葉電気通信株式会社が本業務を履行できる唯一の者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局スポーツ部スポーツ課（電話番号 06-6469-3869）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和7年度大阪市オーパス・スポーツ施設情報システム設定変更業務委託（その2）

## 2 契約の相手方

一般財団法人関西情報センター

## 3 随意契約理由

本業務は大阪市オーパス・スポーツ施設情報システム（以下「オーパスシステム」という。）において、画像認証ログイン機能の設定変更を行うものである。

オーパスシステムでは、住民利用者画面にて r e C A P T C H A v 1（ランダムに表示された文字を判読し、文字入力で認証を行う方式。）を実装しているが、認証方法の特性上、視覚障がい者等の利用が困難な場合がある。また当該方式は、開発元である G o o g l e 社のサポートが終了している。そのため、r e C A P T C H A v 2（チェックボックスによる認識、および G o o g l e 社が提供する画像選択画面を表示し、選択により認証を行う方式。）に認証方法をバージョン変更し、アクセシビリティを向上させるとともに、セキュリティを強化し、システム利用者の利便性向上を図る。

なお、平成24年1月より稼働しているオーパスシステムのシステム構築にあたっては、平成22年度に大阪電子自治体推進協議会において、提案型一般競争入札により選定された下記事業者がシステムの運用業務を担っており、システムの著作権を有している。

本市は、平成25年2月からオーパスシステムの使用を開始しており、その設定変更業務については、上記のとおり著作権を有している下記事業者でなければ当該業務を行うことはできない。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局スポーツ部スポーツ課（電話番号 06-6469-3869）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市プレミアム付商品券 2026 事業業務委託

## 2 契約の相手方

JTB・EVENTIFY・ギフトパッド事業共同体

代表構成員 株式会社 JTB

(構成員：株式会社 EVENTIFY、株式会社ギフトパッド)

## 3 随意契約理由

本業務は、昨今のエネルギー価格や原材料の高騰により事業者を取り巻く環境は厳しい状況にあり、市民の暮らしにも影響を与えている状況を踏まえ、大阪市内の対象店舗のみで利用可能な商品券（プレミアム率 30%）の発行による消費の下支えを通じた地域経済の活性化を図るものである。

本事業の目的である商品券を通じた事業者支援等のためには、事業に参画する対象店舗の拡大や、利用促進に向けた効果的な事業の広報等が必須となり、専門的な知識や豊富な経験を必要とする業務であることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内に置いて、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することとした。

公募について 1 事業者から応募があり、学識経験者等外部委員 3 名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、契約相手方として適切とのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（電話番号 06-6615-8509）